

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書

近年、野生生物による被害は深刻な状態にあり、その被害は農作物などの経済的損失にとどまらず、地域住民の精神的・身体的負担にまで及んでいる。

野生鳥獣による農作物被害額は、平成 21 年度においては 213 億円で、前年度に比べて 14 億円増加している。特に北海道においてはシカによる被害が増加しており、農作物の被害にとどまらず、山林の荒廃を招き、豪雨時の土砂流出被害にもつながっている。

また、最近ヒグマが市街地にまで出没し、新たな都市災害となっている。人的被害の発生が懸念され、小中学生が集団下校を行うなど、住民の不安は高まっているが、ヒグマは市町村の区域を越えて移動するため、一つの市町村のみの対応では限界があり、広域的対応が求められている。

野生生物による被害の防止を確実なものとするためには、①ハード・ソフト両面による地域ぐるみの活動、②地域リーダー、狩猟者など人材の育成、③正確な個体数の把握、④市町村の枠を超えた広域的な取り組みなどの対策の強化が不可欠である。

よって、政府及び北海道においては、鳥獣被害防止の充実を図るため、下記事項を速やかに実施されるよう強く要望する。

記

- 1 地方自治体が行う被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
- 2 捕獲現場などでは有害鳥獣対策についての専門家が不足していることから、専門的な知識や経験に立脚した人材の養成及び支援策を講じること。
- 3 有害鳥獣の正確な個体数の把握ができる調査方法を確立すること。
- 4 市町村の枠を超えた広域的な取り組みのための計画を策定すること。
- 5 GPS による監視など効果的な野生鳥獣被害防止対策を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 23 年（2011 年）12 月 14 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、北海道知事

（提出者）全議員